

全国林野関連職員労働組合近畿中国地方本部交渉

議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成26年5月26日（月）15:00～16:00（60分）
- 2 場 所：近畿中国森林管理局第一会議室
- 3 出席者：
組合 池田克司委員長、中本茂典副委員長、山形成司書記長、前田浩二執行委員、
山下一郎執行委員、梅津智也執行委員
当局 竹花祐治総務企画部長、中西誠森林整備部長、大賀雅司総務課長、
福島行我企画調整課長、川村義治森林整備課長、稲葉昭治企画官（安全衛生担
当）、溝部進総務課課長補佐（総務）、清水勝成総務課課長補佐（福利厚生）
- 4 交渉事項
 - ・事業実行に係る労働条件の確保について
 - ・宿舍削減計画の実施に伴う職員の通勤、居住環境の確保について
 - ・安全管理体制の充実・強化について

5. 議事概要

【当局】

本日の交渉に先立ち、国家公務員法第108条の5の規定に基づき、円滑な交渉の実施のため予備交渉を実施し、交渉項目の整理、時間、場所等について整理したことを前提に交渉を始める。

始めに、当局代表から冒頭発言をする。

【当局】

交渉に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げる。

本年度も約2ヶ月が経過しようとしている。

当局としても、貴組合の理解と協力の下、公益重視の管理経営の一層の推進及び我が国の森林・林業再生への貢献を旨として、また、昨年12月に策定された新たな「国有林野の管理経営に関する基本計画」において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけられた国産材の安定的・効率的な供給体制の構築への貢献や、森林吸収源対策への率先した取組などが記載されたことを踏まえつつ、国有林の組織、技術力、資源を活かして、造林・間伐等のコスト削減や路網整備、木材安定供給をはじめ地域の森林・林業の課題解決のための取組について、広く情報の受発信を行いながら、引き続き実績を積み重ねていく考えである。

本日は、貴職員団体よりの申し入れ項目について、交渉を開催するが、ご意見及びご要望に対しては誠意を持って回答し、検討すべきは検討して参りたいのでよろしくお願いする。

【当局】

ただいまから「事業実行に係る労働条件の確保について」の交渉を行う。

【職員団体】

平成26年度事業がスタートし、4月～6月の間に平成25年度補正予算については100%の発注、平成26年度の経常予算については70%の発注を行うこととされているが、実行体制等の確保のために、各署等における具体的な対応策を示すこと。

【当局】

ご指摘の点については、職員の業務負担軽減を図るための、「非常勤職員」や「業務委託」などの必要な予算確保に向け、林野庁に対する予算要求はもとより、各署等の実態を把握しつつ、局からのサポート等、実行体制等の確保のための対策について、最大限努めているところである。

また「森林吸収源対策」については、平成27～32年度の計画策定において主伐指定箇所的大幅な積み上げを行う旨の方針が出され、近中局としても最大限取り組む必要があり、「主伐・再造林PT」を立ち上げ、実行に向けた具体策について各課が連携して検討しているところであり、円滑な業務に資するために必要な予算（非常勤職員の雇用や業務委託等）の確保はもとより、各署等毎の実態を十分把握する中でどのような対策が取れるのか検討するとともに、円滑な業務運営に資するため、署長等がリーダーシップを発揮し的確な進行管理に努め、目配り、気配りを十分行い、一定の職員の負担とならない対策を講じるよう署等を指導する考えである。

【職員団体】

個々の仕事の仕方の話を聞いているのではない。仕事のボリュームに対して実行体制が適正かどうかということ疑問視しているのである。

実行体制を示すことが局がすべきこと。業務のやり方や作り方の体制をどうするのか。

署長等のリーダーシップの発揮は当然であるが、署等にすべてを任せるとはならず、局から現地に出向いてピンポイントの指示・指導を行うなど、しっかりと取り組むべきである。

【職員団体】

これまで求めてきた事務・業務改善の検討状況を示すこと。

【当局】

事務・業務改善については、現場業務の実態と事務・業務改善のスピードに乖離があるとの認識から、これまでも、一般会計移行に伴う非常勤職員の雇用に関する課題への対応も含め、現場業務の負担軽減について早期に検討を進め、現場業務委託の積算率見直しなどを行った。

平成26年度については、現場業務の負担軽減について引き続き検討を進め、昨年度の委託可能業務の整理を元にした運用の検討や、林野庁で調整中の治山事業及び伐採系森林整備事業等における現場技術業務委託（監督補助）の要領策定後の活用を図るとともに、林野庁に上申済みの非常勤職員の単価統一に伴う雇用確保等の対策について早期に示すよう、引き続き要請することとしている。

【職員団体】

職員の労働条件の改善の一つとして事務・業務改善に取り組んでいるところであるが、ここ数年、伐採系森林整備事業の関係で年々業務量が増えてきているにもかかわらず当局

回答は昨年度から何ら変わっていない。どのような検討を行い、取り組んで行くのか早急に対策等を示すこと。

【当局】

次に「宿舎削減計画の実施に伴う職員の通勤・居住環境の確保について」の交渉を行う。

【職員団体】

宿舎の削減計画に係って、平成23・24年に宿舎廃止について公表され、宿舎確保が厳しい状況となっている。振替等の対応も含め、確保に向け取り組まれていることは理解するものの、これまでの労使経緯に基づき宿舎を確保すること。

特に、森林事務所における宿舎部分の廃止は、森林事務所の業務・労働条件に大きく影響するものである。

今後の考え方について、これまでの労使経緯を踏まえた対策を適切に行うこと。

【当局】

公務員宿舎の削減については、査定官庁である理財局から全省庁統一的に取り組むものとして、一方的に削減計画に掲げられたところであり、当局の主張も受け入れてもらえず、大変厳しい状況となっているところである。

しかしながら、削減計画に掲げられた廃止予定宿舎には、森林事務所の居住部も多く含まれていることから、国有林野事業の特殊性を鑑み、現居住部の存続はもちろんのこと、他の公務員宿舎等との振替も視野に入れ、当局から財務局に対し、また、林野庁から理財局に対し、理解が得られるよう引き続き粘り強く取り組んでいるところである。

公務員宿舎は、職員の重要な労働条件であるとの認識の下、職員に不安や混乱を招くことのないよう、削減計画におけるスケジュールを見極めつつ、都度整理を図っていくこととしたい。

【職員団体】

宿舎の削減計画については、財務局からの圧力により、宿舎の確保が厳しい状況の中で確保に向け取り組んでいることについては評価するが、これまでの労使経緯に基づく宿舎の確保が必要である。

特に、森林事務所については、国有林の顔である。特殊性を踏まえ、しっかりと対応すること。

【当局】

次に「安全管理体制の充実・強化について」の交渉を行う。

【職員団体】

職員の安全対策に係り、各署等で実施されている健康安全協議会が形骸化している実態が出されている。各署等の実態に応じた効果的な健康安全協議会となるよう指導すること。

【当局】

職員の安全確保については、各職場に即した実効性のある安全諸活動に取り組んでいるところである。

また、安全管理体制については、安全管理重点施策を策定し、安全管理者等における責任や役割を認識させるとともに、健康安全協議会の機能の充実・強化に努めるなど、これ

までと同様に努めているところである。

【職員団体】

安全に対する諸対策は労使で作るもの。それには労使の信頼関係が必要不可欠である。しっかり取り組んでいただきたい。

【職員団体】

この度の当局回答には、何ら具体的な対策が見えず不満が残る。

事業を進める上での労働条件の実態について、どのように把握してどう対処しているのかが聞きたかったところである。

労使間は信頼関係が必要と考えることから、改めて交渉を申し入れるので、早急な対策を検討すること。

【当局】

本日は、職員の「事業実行に係る労働条件について」など、職員団体のご意見・ご要望をお伺いし、当局の考え方を申し上げた。

今後についても、職員団体との信頼関係の上になんて、引き続きより良い職場づくりに努めて参りたいと考えているので、なお一層のご理解・ご協力をお願いします。